

豊島區母子相談所

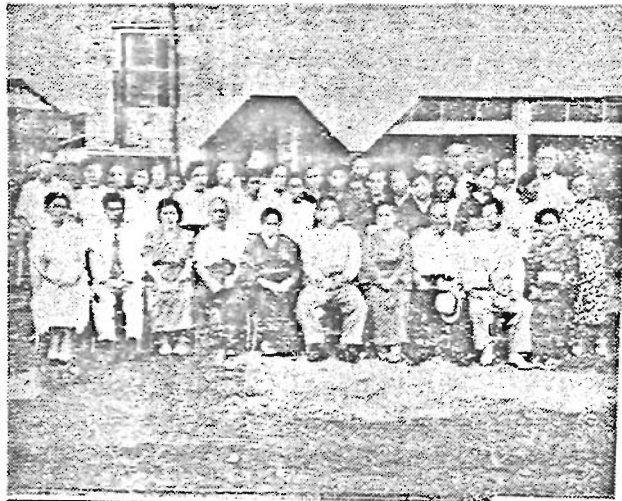
七月二十八日開所す

毎週 月、水、金曜日の午後一時より

法律、衛生、児童、更生、職業、治安、教育、身

上一般その他の御相談に応じます

七月二十八日(月)待望の母子相談所が、区役所内に新装成った婦人会館に於て開所された。此の日午後二時折しも暑中炎熱の中を、区内各地域婦人会々長及び区内諸名士参集され、先ず須藤区長より母子相談所相談員計三十二名に対し委嘱状の交付があり、引続いて開所式に移った。区長より相談所開設の趣旨並に相談員の心構えにつき諄々たる挨拶があり次に本相談所開設に當つて全面的に協力し、しかも相談所開設以後はその業務を果實的に担当する豊島區婦人団体協議会々長武部りつ氏より、相談員を代表され



々長武部りつ氏より、相談員を代表され

明があり、つづいて区民を代表して森川区議會議長より祝辞があつた。次に相談所顧問として左記九名の方々の紹介があり式を閉じた。

- 弁護士 児島 平氏
- 保健所長 町田 靖雄氏
- 職業安定所長 本庄 竹雄氏
- 豊島民生常務委員會議長 足立 菊次郎氏
- 池袋警察署長 甲斐 文助氏
- 目白警察署長 神戶 寅夫氏
- 巢鴨警察署長 小尾 外征年氏
- 地域婦人団体協議會會長 山高しげり氏
- 中央児童相談所長 丸井 玄信氏

式終了後区長を中心として一同打揃つて記念撮影し、つづいて懇談会に入り、各顧問の激励やら祝辞を受けて盛會裡に午後五時解散した。本相談所は毎週月・水・金の午後一時より四時まで、法律・衛生・児童・更生・職業・治安・教育・身の上一般その他諸問題に關し広く母子の相談に応じ、相談料は一切無料で、相談に關する秘密は固く守り、委嘱された相談員が親切に相談に応ずることになつてゐる。

東京 都

商店裝飾コンクール終る

四團體十四店舗に輝く表彰

前号(三二号)を以て東京都商店裝飾コンクールの当区予選の経過並に入賞の概略を掲載したが、七月九日東京都中央審査が斯界の權威として知られてゐる井筒孔、野本伊太郎、宮山峻氏外数名の審査員により板橋、練馬、豊島区(城北ブロックB班として)の順序により実施され、慎重審査の結果本区として次の通り多数の入賞を得た。これは平素各関係方面の御協力と熱意ある業界の努力の賜であつて、前途商業豊満として洵に力強いものである。

個人賞

知事賞(定数一)

池袋一ノ八二五 井上靴店

副知事賞(定数二)

椎名町七ノ三八七五

経済局長賞(定数五)

池袋二ノ八七一

東京都商店街連合會會長賞

(定数五一)

池袋一ノ八三六

森永ベルトライノストア

池袋二ノ一、二六九

泉鶴二ノ三四

(和洋菓子) 福島 家

同 二ノ一九

同 七ノ一、七六五

長崎一ノ三二

権名町七ノ三八七六

小野田園

同 七ノ三八七五

同 七ノ三八七二

同 七ノ三八六四

同 七ノ三八六四

同 七ノ三八六四

同 七ノ三八六四

同 七ノ三八六四

同 七ノ三八六四

同 七ノ三八六四

同 七ノ三八六四

同 七ノ三八六四

同 七ノ三八六四

同 七ノ三八六四

同 七ノ三八六四

同 七ノ三八六四

同 七ノ三八六四

同 七ノ三八六四

同 七ノ三八六四

同 七ノ三八六四

同 七ノ三八六四

同 七ノ三八六四

同 七ノ三八六四

同 七ノ三八六四

同 七ノ三八六四

同 七ノ三八六四

同 七ノ三八六四

〔写真説明〕 上 記念撮影
下 看板を掲げる武都女史と須藤區長

昭和二十七年年度

赤十字募金報告

五月一日より一ヶ月に亘り
全国一斉に行われた標記募金は、各地区協賛委員の方々の絶大なる御協力により所期の目的を達成致しました事は、衷心より感謝に堪えません。尚区内各出張所別募金実績額は左記の通りであります。

Table with 2 columns: 第一出張所 (1st Branch Office) and 第二出張所 (2nd Branch Office). Lists amounts for various locations like 池袋 (Ikubashi), 豊島 (Toshima), etc.

本区の人権擁護委員が
法務総裁より委嘱されました

人は誰でも生れながらにして法務総裁より左の二名の方が委嘱されました。
池袋二ノ一〇四六 小原 栄次
池袋五ノ三二四 今泉 清

刀剣類等の登録に御協力下さい

従来刀剣類等の登録事務は昭和二十五年十一月十五日政令第三三四号に基づき、東京都教育委員会(都庁内)で扱ってきたが都内には、未登録の刀剣類が、相当数残置されて...

若人の應募を待つ
警察予備隊の募集

八月十日 九月十日

警察予備隊は、わが国の平和と秩序を維持し、公共の福祉を保障するという、重大な使命を担つて、昭和二十五年八月創設されたのであるが、今や講和条約の発効に伴う、内外の情勢に対応して、その定員は、七万五千人から十一万人に増強され、愈々重大性を加えつつある治安の確保に万全を期し、国民の期待にこたへる態勢を整えつつある次第である。

の採用は、凡そ、全国にわたつて、愛國の至情に燃える有為な青年の自発的志願をもつて行ふものであるから、よく警察予備隊の使命と実態、募集の事実と方法を、津々浦々まで周知徹底せしめるとともに、できる限り、応募者の便宜を計るために、今回予備隊の警察官の募集事務の一部が都道府県及び市区町村長に委任せられたものであつて、一部に誤り伝へられる如く、徴兵制度に移行せんがための準備であるとか、強制的割当を行つて、応募者を狩り立てる...

とかいふものではなく、都道府県知事、及び市区町村長の積極的援助によつて、募集事務をより効果的に遂行せんとするものに他ならないのである。
今回の志願概要は次の通りです。
1 身長一、五五米以上、胸囲は身長半分以上、体重は四十八斤以上であること
2 眼鏡をかけないで、六八以上の視力があり弁色力完全な者
3 聴力正常の者
4 身体強健な者
5 受付期間 八月十日から九月十日まで、区役所自治振興課にて受付
6 志願案内、志願票
7 区役所各出張所の窓口にてお渡し致します

昭和二十七年年度第二回都営住宅当せん者決る

都営住宅当せん者決る

昭和二十七年年度第二回都営住宅の申込受付を、去る六月二十五日より、三日間にわたり行い、七月十八日午前十時より、千代田公会堂において表決した、抽せんの結果、左の通り入居者を決定した

当 選 者 一 覧

- List of names and addresses of selected tenants, including 池袋アバウト (Ikubashi Abaout), 下代田アバウト (Shimoda Abaout), etc.

豊島区財政の現状について

豊島区財政事情の作成および公表に関する条例により本区の財政事情を告示 第八号を以て次のとおり公表致しました

本区の予算内容と財政の運営状況につきまして、今回は昭和二十六年度下半期として同年度の年間事情をお知らせ致します。

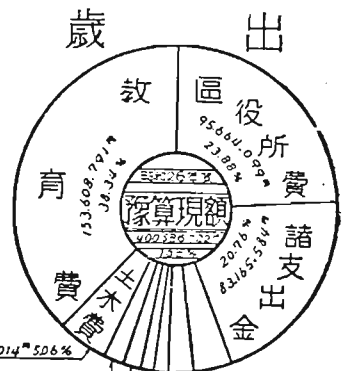
昭和二十六年度の当初予算及び八月二日議決せられた追加更正予算につきましては、区財政収入の大宗をなす特別区民税の課税基準が未決定であり、又都区章務事業配分の問題等が保留せられて居りましたため、やむなくこれら未解決の問題については本予算から除外し、一応前年度の予算を基準とした骨格的年間予算を編成し、八月二日には主として前年度の追加更正が行われた程度であつたこと等、前回の公表の通りであります。

新しくして本公表の期間であります下半期に移行し始めて前述の留保せられた諸問題が具体化せられるに至り、十一月六日この確定財源をもつて当初予算の肉付を実施し、茲に漸く年間予算としての完全なる形態を整え得るに至つた次第であります。その後十二月十七日、及び昭和二十七年二月二十三日、更に年度末であります三月二十九日と前後三回に互り追加更正を行つたのであります。これ等の大部分は、都の支出金を財源とした即ち体外財源の変動に基き追加措置を構じたものであります。新しくして同年度末における最終予算額は遂に四億を突破するという本区史上未曾有の予算が編成せられた次第であります。以下順を追つて以上の予算並に経理状況について説明致します。

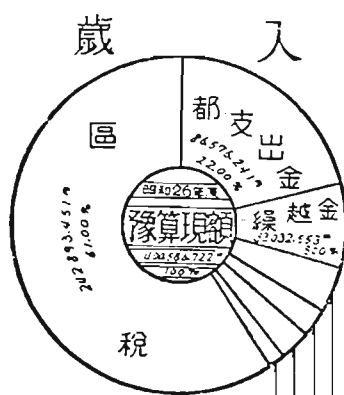
一、予算の概要

前回公表当時の歳入歳出予算は二〇九、九七四、〇五三円でありましたが、その後、四次に亘る追加更正により四〇〇、五八六、七二二円となりましたことは前述の通りであります。この間の追加総額一九〇、六一二、六六九円の内容を概説致しますと、まず地方税法及都税条例の一部改正とが決定し又財政調整納付金額の確定もみしましたので当初予算計上との差引増収税額として特別区民税八九、六九七、二六九円を計上し、更に旧法による都税附加税三、九三三、二六六円、使用料及手数料七二〇、〇〇〇円、雑収入四五二、三七五円、其他朝日小学校に対する指定寄附三五、七八八円及特別区営競馬益金の配当見込額として「公営企業及財産収入」九、九九九、九〇〇円、並に前年度より的一般繰越金一三、九四八、三四二円とその後追加確定した都支出金七一、七六五、

七二九円等を財源として夫々歳入に追加計上致したのであります。次に歳出面におきましては歳出総額一九〇、六一二、六六九円中一一八、八一五、五四五、三三〇円、公館の建設関係に二三、六二二、五二〇円を主たるものとして其の他の六三、六四三、三〇一円は区政の伸張を企図した本区独自の各種専務事業の充突或は新規事業等に夫々重点計上致したものであります。又残余の七一、八〇一、五一八円中都支出金七一、七六五、七二九円を以て区立小中学校の建設費に五二、三七八、八〇〇円を、又校地買収費に一七、八〇九、七二〇円、その他は交付目的に沿う所定の科目に配列計上致したものであります。尙詳細につきましましては後掲の昭和二十六年年度年間における「歳入歳出百分比」を御参照下さい。



議會費	15,267,774	3.81%
選挙費	8,400,000	2.10%
送付費	3,551,331	0.91%
戸籍費	839,850	0.21%
文化体育費	3,840,438	0.96%
地方振興費	1,504,820	0.38%
富政委員費	597,943	0.15%
統計調査費	307,928	0.08%
民生委員費	4,303,282	1.09%
産婆講習費	873,378	0.22%
財産管理費	310,274	0.08%
賦税	7,661,716	1.91%



使用料及手数料	4,976,500	1.26%
寄附金	2,078,838	0.52%
公営企業及財産収入	10,472,438	2.60%
繰収入	13,555,651	3.20%

区税収入実績表 (昭和二十七年三月三十一日)現在

Table with columns: 項別 (Category), 目別 (Sub-category), 予算額(円) (Budget), 収入済額(円) (Actual), 収入歩合(%) (Ratio). Rows include 普通税 (General Tax), 都税附加税 (Metropolitan Tax), 独自立税 (Independent Tax), and 小計 (Subtotal).

二、収入支出の概要
本年三月末日現在の歳入歳出予算総額四〇〇、五八六、七二二円に對してその収入実績は三三〇、五九四、二三八円であり、これは予算総額に對して七七%の収入率となつております。これに對し支出総額は二七〇、七一九、三一一円すなわち予算総額に對して六七%を示し、その収支の差は、一〇%となつております。収入においては、区税収入が八八%、使用料及手数料一〇%、雑収入九七%、繰入金一〇%とそれぞれ予算額に對して順調な収入状況を示して、都の交付金収入については、その見込額に對して六一%の未

三 区民負担の概況
区民負担額の概況を、本年三月末現在の区税予算額二四二、八九三、四五一円と人口、世帯数とをそれぞれ基礎として比較算出すると次のとおりになります。
一、区民一人当り負担額
(三月末現在人口) 二四七、四一九人
(三月末現在世帯数) 六三三、三三四世帯
(三月末現在世帯当り) 九八一円七〇銭

歳入概要 (昭和27年3月31日現在)

Table with columns: 科 (Category), 目 (Sub-category), 予算額(円) (Budget), 収入済額(円) (Actual), 収入歩合(%) (Ratio). Rows include 区税 (District Tax), 使用料及手数料 (Fees), 寄附金 (Donations), etc.

四 財産および一時借入金現在高
昭和二十七年三月三十一日現在の本区の財産は別表のとおりであります。
一時借入金現在高
本区の借入金は、昭和二十六年中においては同年五月三十一日東京都から、総額一〇、〇〇〇、〇〇〇円を借入れ運用してありますが、六月末までは全額を返済し三月末現在の借入金はありません。

歳出概要 (昭和27年3月31日現在)

Table with columns: 科 (Category), 目 (Sub-category), 予算額 (Budget), 支出済額 (Actual), 支出歩合 (Ratio), 備考 (Remarks). Rows include 議会費 (Assembly), 区役所費 (District Office), 土木費 (Civil Engineering), etc.

区有財産総括表

Table with columns: 種別 (Category), 数量 (Quantity), 財産価格 (Asset Price), 備考 (Remarks). Rows include 土地 (Land), 建物 (Buildings), 工事 (Works).

本財産表は、いつでも時価により算定されたものであり、また公共用無収益財産がその大部分を占めております。

結語
以上で本年三月末日現在の財政について大要説明致しましたが、過去数年に亘る公表においてもしばしば申し述べました通り、民主政治の確立を期した関係法令の改正に依り漸次地方自治の拡充が図られ、この影響は本区財政自主の強化という点にも強く反映しつつあります。
本区区政上喜ぶべき現象であります。然し乍ら特別区という特殊性格から今尚、本区総予算額の二割強が都支出金に依存し、又一面本区税収入の一部は都区財政調整納付金として納付する等、依然として都の制約下から脱却し得ない状況にあるのであります。
しかし、斯かる限られたる範囲内においても、本区財政の自主高揚に努めると同時に、極力予算の均衡を図り、健全財政の堅持に向つて邁進しつつあるのであります。

以上区財政の概況及び所見の一端を申し述べましたが、茲に重ねて皆様の御理解と御協力とを切願して本公表の結論とする次第であります。

左から右へ

歩 行 の 歴 史

日本で道路上に始めて、歩道と車道の区別が設けられたのは、明治七年二月、東京の京橋から新橋までの間に造られたのが、最初である。

何か新しい施設なり、施策が行われると、それが結局、自分達の利益になることであつても、必ず一時苦情が起るの、古今東西を通じて同一である。

車道の区別が出来た為、不便で困るといふような、今から考へるとむしろ滑稽な位の苦情が、沿道の住民から、持ち出された。そこで警視庁では布達を出して、

「用達シノタメ、一時ソノ家マデ人道上ニ馬ヲ引キ入レテモヨロシイガ、用済ミノ上ハ直チニ車馬道ニ立戻ラネバナラナイ、但シ乗馬ノママ人道上ニ乗り入レルコトハ嚴重ニ取締ル」と取締方針を示している。

当時「歩道」のことを「人道」といつていた。さて、従来の左側通行の歴史を調べてみると、明治十四年十二月に警視庁では「人力車取締規則」と「車馬取締規則」とを作り、その第十條に「軍隊及び車馬二行違ウトキハ左ニ避ケル」と定め、車は左側へ避けることを命じ

た。その後二十年を経過して明治三十三年六月「道路取締規則」では第三十一條に「諸車牛馬ハ車馬道ノ設ケアル場所ニ在リテハ左側ヲソノ設ケキ場所ニ在リテハ中央ヲ通行スベシ」とあり、更に明治三十四年四月警視庁告諭には次の一文がある。

一、人道車道ノ区別アル場所ニ在ツテハ、各人道ノ左側ヲ通行スルコト
一、人道車道ノ区別ナキ場所ニ在ツテハ、ソノ左側ヲ通行スルコト
この警視庁の左側通行制度は、やがて、他の府県でも行われるようになり、又我が国全般の交通上の大原則となつた。併し全国的に法令で規定されたのは、大正九年十二月の、内務省令「道路取締令」が最初で第一條に「道路ヲ通行スルモノハ左側ニ依ルベシ」と定め、

と書かれてある。

これらの歴史を経て来た、左側通行の制度は、五十年來日本国民に親しまれ、第二の天性にまでなつた。昭和二十四年十一月に、欧米各国の長所をとり入れて、日本でも、対面交通制を採用することに

なり、歩行者は右側通行をすることになつた。それでは、歩行者が右側を通れば何故よいかというと、何時も車と向ひ合つて、通行することになり、前方から来る車に、充分注意することが出来る。又、自動車の運転手が脇見運転をしたり、運転技術が未熟で危険なときも、自分の方から早く危険を避けることができる。右側通行は、歩行者の便宜とか、習性の問題をこえて、貴重な生命の危険を防止するために科学的に割出された、最良と認められた結果からであると思う。従来の慣性から左側を通るため、それに原因して起る事故も少くなく今年に入つてから、五月末ま

でに五十一名の、死傷者を出している。(警視庁)

日本脳炎の予防について

梅雨が上り、炎天が続くと、日本脳炎が急激に流行するようになる。過去の例によると、今年も流行の年で相当流行するのではないかと思われ。

日本脳炎の死亡率は三〇％位だが治つた者の中にも、足が思うように動かなくなつたり、知能が低くなつたり、あるいは、耳が遠くなつたりしている者が、非常に多い。

東京都における、昨年の日本脳炎患者は、一三一八名で、内死者は三二三名に達し、治つた者の中にも足が思うように動かなくなつたり、智能の低下をきたしたり、あるいは、耳が遠くなつたりしている者もあつて、非常に恐ろしい病氣である。この病氣に

豊島区人口等の現況

(昭和二十七年八月一日現在)

Table with columns for population categories (Total, Male, Female) and age groups (0-4, 5-9, 10-14, 15-19, 20-24, 25-29, 30-34, 35-39, 40-44, 45-49, 50-54, 55-59, 60-64, 65-69, 70-74, 75-79, 80-84, 85-89, 90-94, 95-99, Total). Total population is 390,766.

(警視庁)

うにし、下水や家の周りの雑草は刈取つて蚊の隠れ場所をなくするといふようなことを注意する。

水溜りのボウフラを、駆除するには、DDT油剤を油が水面を極く薄い膜で覆う程度に入れるか、DDTの粉末なら、やはり水面を粉で薄い膜をつくる程度に撒布する。

成虫を駆除するには、蚊取り線香、あるいは、DDTの油剤を噴霧器で家の中に噴霧しておけば効果的である。しかしボウフラや、成虫を駆除するといふ方法は、蚊の駆除としては消極的な方法であつて、水溜りをなくすることが根本的なことである。

早く入院されることは、二次患者を出さないだけでなく、患者の生命にも関することであるから、留意されたい。

その外、日本脳炎の予防には、夜寝る時は勿論、子供を寝させる時も、必ず蚊帳を吊つて寝させる。その外に誘因として炎天下の作業、遊戯、過労、睡眠不足、寝冷え等、体の抵抗が弱つている場合に、本病にかかり易い傾向があるから、炎天下に出る場合には、必ず帽子や薄いシャツを着用するよう心掛ける。特に海水浴場等では、過労に陥り易く、これが誘因かと思われような例が、しばしば見られる。

(衛生局予防課)